

送付状

TO : 防衛省御中

FAX 3581-2567

FROM : 参議院議員 福島みづほ事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1

参議院議員会館 1111号

TEL: 03-6550-1111

FAX: 03-6551-1111

e-mail: **mizuho-office@jca.apc.org**

中島浩

用件: 意見交換会への出席のお願いいたします。



DATE: 2019/10/6

TOTAL 7 PAGE(S)

いつも本当にお世話になっております。

さて、先日は「10月1日付資料要求『補給艦ときわにおけるパワハラ・いじめ自殺事件』の質問に対する回答」(別紙)をいただき、本当にありがとうございました。

つきましては、上記回答に関する意見交換会を開催いたしたく、ご出席をお願いいたします。

記

日時：11月25日（月）10：30～11：30

場所：参議院議員会館地下1階B106会議室

テーマ：「10月1日付資料要求『補給艦ときわにおけるパワハラ・いじめ自殺事件』の質問に対する回答」について

出席予定者：福島みづほ議員、神奈川平和運動センター、三浦半島地区労センター、非核市民宣言運動ヨコスカ ヨコスカ平和船団、すべての基地に「NO!」を・ファイト神奈川などのメンバー約10名、福島事務所秘書

(別紙)

令和元年10月18日
防衛省人事教育局
人事計画・補任課
服務管理官付
給与課

10月1日付資料要求
「補給艦ときわにおけるパワハラ・いじめ自殺事件」の質問に対する回答について

質問事項 :

2018年9月の補給艦ときわ艦内における3等海尉の自殺事故から1年が経過します。この間、2度にわたり貴省に質問し、事件の解明、今後の再発防止に向けて意見交換をさせていただき、本当にありがとうございます。意見交換の内容について、検討させていただいた結果、以下のように再度、質問書を提出させていただきますので、10月11日(金)17時までに、上記メールアドレス宛てに文書回答をご送付いただけますでしょうか。

(1) ときわ自殺事故のその後の対応について

1 自殺した3等海尉の家族への補償はどのようにになっているのか

((1) - 1についての回答)

- 平成31年3月14日付で公務上の災害として認定し、必要な補償を実施すべくご遺族と手続きを進めているところです。

2 処分を受けた艦長らに対するその後の研修指導はどのように行われたのか。また、その後の配属先はどうなっているのか。

((1) - 2についての回答)

- 配属部隊において、各種ハラスメント教育を実施しているとともに、上司による定期的な面談及び指導を行い経過観察しています。
- その後の配属先

区分	現所属 (R1.10.1現在)	参考 (主な業務)
被処分者A (2等海佐)	護衛艦隊司令部	部内誌の編纂等
被処分者B (3等海佐)	誘導武器教育訓練隊	監理業務(行政文書管理等)
被処分者C (1等海尉)	横須賀海上訓練指導隊	訓練に係る業務調整

(2) ときわ自殺事故の原因解明について

1 11月中旬に海上幕僚監部服務室に、パワー・ハラスメントがあったという情報

提供がされたとのことだが、それはそのような手段でどういうルートを使って行われたのか。

((2) - 1についての回答)

- 「ときわ」の乗員（1名）から横須賀地方隊先任伍長に通報があり、海上自衛隊先任伍長を経由して、海上幕僚監部服務室に対して「ときわ」におけるパワハラに関する情報提供がありました。

2 メンタルヘルスケアの中で、大きな声で注意していたなどの証言があったと聞いているが、その時点でパワハラの調査を行わなかったのはなぜか。

((2) - 2についての回答)

- 「メンタルヘルスケア」は、亡くなった隊員の関係者の心のケアを行うために実施したものであり調査を目的として、実施したものではありません。

3 今回の事故で先任伍長制度が機能しなかったのはどうしてなのか。

((2) - 3についての回答)

- 先任伍長は、曹士全般について艦長等を補佐し、意見具申等を行うこととされており、平素、幹部自衛官の指導の状況を認知することは困難でした。また、認知した場合であっても、今回は亡くなった隊員が幹部自衛官であったため、自殺事故を防ぐことに寄与することは困難でした。

4 自殺の要因をパワハラとオーバーワークが複合的に影響したと考えていることだが、「この複合的に影響した」実態を詳しく説明されたい。

((2) - 4についての回答)

- 一般に自殺は、様々な要因が複合的に影響して発生するものであり、個々の原因について特定することは困難です。今回の自殺事故事案については、海上自衛隊に設置した事故調査委員会において調査した結果、亡くなった隊員に対するパワハラ行為及び業務上のオーバーワークが確認でき、それらが複合的に影響したと分析評価しています。
- この他、亡くなった隊員に関する内容については、ご遺族により一切の公表を差し控えていただきたいとの強い御意向をいただいておりますので、回答を差し控えさせていただきます。

5 自殺された3等海尉がときわの任務について以降のオーバーワークの状況（勤務時間、休日の取得、任務間の空き時間の有無など）について示されたい。

((2) - 5についての回答)

- 亡くなった隊員に関する内容については、ご遺族により一切の公表を差し控えていただきたいとの強い御意向をいただいておりますので、回答を差し控えさせていただきます。

6 当時のときわの定員割れの状況について示されたい。

((2) - 6についての回答)

- 個々の艦船における充足状況については、能力等が明らかになるおそれがあることから、回答を差し控えさせていただきます。

7 オーバーワークを管理・監督する職務は誰が行っていたのか。また、それが機能しなかったのはなぜか。

((2) - 7についての回答)

- 亡くなった隊員の上司である運用長が業務管理しており、ときわ艦長が業務全般の監督を行っていました。しかしながら、艦長は、複数の部下隊員に対する威圧的な言動を伴うパワハラ行為を繰り返し、また、艦内のパワハラ行為を看過していたとともに、運用長からの指導についても徐々にエスカレートし暴言等を伴うパワハラ行為を繰り返していたため、管理者及び監督者の機能が働く状態ではありませんでした。

8 3等海尉が自殺の原因となるまでオーバーワークをするに至った理由について、防衛省はどのように考えているのか。

((2) - 8についての回答)

- 亡くなった隊員は、新任幹部として着任し、不慣れな業務環境の中、様々な業務（副直士官、分隊士、甲板士官、全部指揮官、射撃指揮官）を担任していました。かかる業務を遂行するに当たり、上司からの指導が徐々にエスカレートし暴言等を伴うパワハラ行為を繰り返し受ける中で精神的ストレスが増加していく、業務がオーバーワークとなっていましたと分析評価しています。

この他、亡くなった隊員に関する内容については、ご遺族により一切の公表は差し控えていただきたいとの強い御意向をいただいておりますので、回答を差し控えさせていただきます。

(3) 今後の解決策について

1 先任伍長の選考基準を見直すとの発言が前回の交渉でされていたが、それはどの程度進んでいるのか。

((3) - 1についての回答)

- 先任伍長は、当該部隊等の海曹長の中から、責任感、協調性、規律、実行力、知識・技能、統率・指導力及び表現力の優れた者を指定することと規定されています。令和元年7月から、海上幕僚監部より、艦艇部隊の先任伍長は、部隊等の人事会議において人格、統率力、指導力等を兼ね備え、適切な意見具申ができる者を考慮し選定するように艦艇部隊に周知徹底するとともに、各地方総監部とも情報共有しています。

2 先任伍長の担っていた役割を、階級外の職員をあてる、あるいは新たに専門の職員を雇用する等の考えはないのか。

((3) - 2についての回答)

- 先任伍長は、艦長の命を受け、副長等の指導監督の下に曹士の先任として、曹士全般にわたる事務をつかさどっており、その中のひとつとして、規律及び風紀の維持をはじめとする曹士の服務指導を行うこととなっています。このような職責を踏まえれば、階級外の職員をあてることや部外の職員を雇用することは適当ではないと考えています。

なお、平成31年4月よりパワハラ及びパワハラの疑いの情報については、先任伍長が情報を取りまとめ、必要な指導・助言等を行うとともに、海上幕僚監部に情報共有を行っています。

3 SOSメールのプライバシー保持についてはどの程度まで具体化しているのか。

((3) - 3についての回答)

- 艦艇部隊の隊員に対し「電子家庭通信システム」に防衛省パワハラホットライン及び海幕服務室パワハラホットラインのメールアドレスを登録するように徹底しました。現時点では、洋上における艦艇部隊からのメール送信については、通信監査の必要性があり、完全な秘匿性は担保できません。ただし、今後、通信監査要領又はホットラインメール要領について引き続き検討を行い、ホットラインメールのプライバシー確保について追求していきます。

(4) オーバーワークのもたらす要因について

1 海上自衛隊、特に艦船の定員割れについて具体的な数値を示されたい。

((4) - 1についての回答)

- 平成30年度末の海上自衛隊の充足状況については、定員45,360人、現員42,550人で、充足率は93.8%です。
- 他方、個別の艦船等における充足状況については、能力等が明らかになるおそれがあることから、回答を差し控えさせていただきます。

2 定員割れの中で任務を行っている現場に対して、防衛省及び海上自衛隊で講じている対策はあるか。

((4) - 2についての回答)

- 人的基盤の強化を防衛力の中心的な構成要素を強化する中での優先事項と位置づけ、採用層の拡大などの採用の取組強化や、女性自衛官の一層の活躍、定年年齢の引き上げなどの人材の有効活用を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、働き方改革を推進することとしています。

3 この間の殉職の原因で過重労務が多くなっている。2015年に発表された殉職者27人のうち1/3に当たる9名が、過重業務が原因とされている。その後の殉職者について総数と過重業務が原因とされた数を示していただきたい。

((4) - 3についての回答)

1 公務災害全体

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）第2条の規定に基づき、過去5年間において、脳血管疾患、心臓疾患及び精神疾患を原因として死亡し、公務上の災害として認定された者の数については、以下のとおりです。

- ・平成26年度 28名のうち 11名
- ・平成27年度 19名のうち 13名
- ・平成28年度 30名のうち 6名
- ・平成29年度 34名のうち 3名
- ・平成30年度 13名のうち 7名

※① 年度ごとの数は、公務災害認定日により整理

② 年度は、4月1日～3月31日までの期間

【過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）（抜粋）】

（定義）

第2条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

2 追悼式殉職隊員顕彰者

平成28年度以降、殉職隊員として顕彰された柱の数のうち、過重な業務等（定義は上記1に同じ。）が原因で殉職された柱の数については、以下のとおりです。

- ・平成28年度 31柱のうち 11柱
- ・平成29年度 25柱のうち 4柱
- ・平成30年度 30柱のうち 7柱

※① 追悼式の対象者は、前年度9月1日から当年度8月31日までの間に公務上の災害として認定された死亡隊員を基準。

② 当該柱の数は、ご遺族の意向により、対象年度の翌年度以降の追悼式で顕彰する場合がある。

（5）パワハラ及びオーバーワークの影響について

- 1 今回の自殺事故はパワハラ及びオーバーワークが複合的な要因とされたが、他に同じ原因で自殺以外にうつ病の発症等の精神的疾患や身体的な疾患の発現について把握している事実はあるか。
- 2 職務上及び職務外の不祥事の背景に、パワハラ及びオーバーワークなどの職場内のストレスが原因になっている事実は把握されているか。
- 3 防衛省内で自衛隊員の不祥事あるいは長時間の疾病に関して、研究あるいは対策を講じていると思われるが、その資料を提供していただきたい。また、現在の到達点について説明していただきたい。

（5）－1についての回答

((5) - 2についての回答)

((5) - 3についての回答)

- 防衛省においては、年に1度、全隊員にメンタルヘルスチェックを実施させ、自らの心の健康状態について気付きを促すとともに、機関等に対し管理者等が部下の心の健康状態を把握させ、必要に応じた心のケア等を行わせることもしております。必要に応じて、医療機関受診を勧奨するケースも存在します。
- また、平成28年度以降、パワー・ハラスメントの実態等を把握して、その防止及び排除を図るとともに、ハラスメントの防止等に係る理解促進、意識高揚を図ることを目的として、パワー・ハラスメントの実態及び職員のパワー・ハラスメントに対する意識の状況等を把握するためのアンケート調査を実施しています。
- メンタルヘルスチェック及びパワー・ハラスメント等に関するアンケートの結果等の詳細につきましては、回答を差し控えさせていただきます。

(6) その他

- 1 前回の交渉で自衛官の人権問題について市民の意見を聞くことが有効ではないかと提案したが、その後、任意の市民団体との意見交換の場を設置することについて内部ではどのように検討されたか。

((6) - 1についての回答)

- 自殺事故について、部外専門家との意見交換は有益であると判断し、本年4月に2名の部外専門家との意見交換を実施しております。今後も継続して意見交換の実施を検討してまいります。